

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の補助対象となりうる経費の例

科 目	具 体 例
需用費	・ 日常業務に要する消耗品費（固定資産に計上しないもの） ・ 日常診療に要する材料費（衛生材料、消毒薬など） ※直接診療報酬等を請求できるものは対象外 ・ 換気のための軽微な改修（修繕費） ・ 水道光熱費、燃料費
役務費	・ 電話料、インターネット接続等の通信費 ・ 医療施設・設備に係る火災保険、地震保険、動産保険の保険料 ・ 休業補償保険の保険料 ・ 受付事務や清掃の人材派遣料で従前からの契約に係るもの
委託料	・ 受付事務や清掃の外部委託費で従前からの契約に係るもの ・ 日常診療に要する検査外注費 ※直接診療報酬等を請求できるものは対象外 ・ 既存の施設・設備に係る保守・メンテナンス料 ・ 既存の顧問弁護士、顧問税理士等の報酬
使用料及び賃借料	・ 既存の診療スペースに係る家賃 ・ 日常診療・日常業務に使う既存の医療機器・事務機器のリース料
（注意）対象となりうる経費でも、同一の支出について他の補助金と重複して補助は受けられません。特に、家賃支援給付金の給付を受ける場合はご注意ください。	

補助対象とならない経費の例

- ・ 従前から勤務している者の人件費
- ・ 通常の医療の提供を行う者の人件費
- ・ 日常診療に要する医薬品費、材料費のうち、直接診療報酬等を請求できるもの
- ・ 日常診療に要する検査外注費のうち、直接診療報酬等を請求できるもの
- ・ 開業医等の所得補償保険の保険料
- ・ 工事費（修繕費とならないもの）
- ・ 支払利息
- ・ 減価償却費

※以上の取り扱いについては厚生労働省医政局に確認を得ております。

日歯発第1058号
日歯連盟発第135号
令和2年12月16日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

公益社団法人日本歯科医師会
会 長 堀 憲 郎

日本歯科医師連盟
会 長 高 橋 英 登

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の
「医療機関等における感染拡大防止等支援事業の補助対象」について

現在、緊急包括支援交付金「医療機関・薬局における感染拡大防止等支援事業」が実施されており、各医療機関は申請書の提出、或いはそれに向けての準備を行っているところであります。

しかしながら、この事業の補助対象となる経費については、交付する側の都道府県行政によってその判断に相違があり、全国の歯科医療機関側では混乱が生じております。A県では経費として認められるのに対しB県では認められないと言う現象は、感染症対策を必死に行い国民医療を守ろうとしている歯科医療機関にとって、情報が錯綜し甚だ困惑する状況です。

歯科医療機関と同様な医科医療機関では、別添資料の様に厚生労働省への確認済み情報として経費対象範囲がかなり明確化された旨の通知文を全国に発出しております。

つきましては、歯科医療機関における「交付金事業対象範囲」を医科並みとするよう、全国都道府県行政に対し周知を徹底できるよう強く要望し、ご対応をお願いいたします。

<添付資料>

日本医師会発

厚生労働省「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」について（情報提供）

(税経 21) (地 415)

令和 2 年 11 月 27 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 松本吉郎

(公印省略)

「厚生労働省「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」
について（情報提供）」について

厚生労働省の令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の補助の対象となる
経費につきまして、今般、本会から厚生労働省へ、その明確化を図るよう申
し入れを行いました。

その結果、同省が事務連絡やパンフレットで公表している例示に加え、別
添「厚生労働省「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」につ
いて（情報提供）」に掲げるような、日常診療業務にもともとのかかっている費
用も含め幅広く対象となり得ることが明確になりましたので、ご連絡申し上げ
ます。

つきましては、本件についてご了知いただくとともに、管下の郡市区医師
会ならびに会員各位への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げ
ます。

さらに、本件については、都道府県の審査において対象経費を狭く限定す
る等の異なる運用がすでに行われていることも想定されます。本会から厚生
労働省に対して申し入れを行っているところでございますが、貴職におかれ
ましても都道府県に働きかけていただく等のご対応をお願い申し上げます。

厚生労働省「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」
について(情報提供)

令和 2 年 11 月 27 日
公益社団法人 日本医師会

厚生労働省の令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」について、今般、本会から同省への申し入れにより、次葉に例示する経費も対象となりうるということが明確になりましたので、ご案内申し上げます。

～感染防止対策に取り組む保険医療機関の皆様へ～

「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」は、あらゆる保険医療機関にとって利用しやすい補助金です。

ぜひ、お早めに申請をご検討ください。

- 補助の対象となる費用は、感染対策に要する費用だけではなく、日常診療業務にかかる費用も幅広く対象になりえます。
- 補助上限額を満額受け取っていただけるよう、対象となる可能性のある費用は幅広く漏れのないよう申請してください。
- 補助上限額：無床診療所 100 万円、有床診療所 200 万円、
病院 200 万円 + 5 万円 × 病床数、他

※救急・周産期・小児医療機関に対する支援金と重複して補助は受けられません。救急・周産期・小児医療機関に対する支援金においても対象経費の取り扱いは同様です。